

令和7年12月23日

報道発表資料

川崎市消防局

次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

所 属	消防局
職 位	職 員（消防副士長）
年 齢	53歳
性 別	男 性
処分内容	停職6月
処分理由	令和4年4月1日から令和7年11月19日までの間、勤務場所である麻生消防署管内の消防出張所において、常習的に、職員から集めた食事代で購入した米及び調味料を無断で使用したほか、米を窃取し、自宅に持ち帰り自身で消費していた。 このことは、常に高い行為規範を求められる消防職員としてあるまじき行為であり、その職に対する信用を著しく失墜させ、全体の奉仕者としてふさわしくない非行であった。
処分発令日	令和7年12月23日
処 分 者	川崎市消防長
備 考	1 当該職員は本日付けで依願退職 2 管理監督者処分 係長級 消防司令（出張所長）50歳 男性【所属長文書注意】

問合せ先
川崎市消防局総務部人事課 北村
電話044-223-2521